

公正取引委員会からの指導及び労働基準監督署からの是正勧告について

当財団は本年7月、一部の事業者との間に締結した、平成26年度及び平成27年度の契約につきまして、平成26年4月1日に消費税増税があったにもかかわらず、認識不足により消費税率引上げ分を上乗せせず、平成25年度と同額に定めたことが、「消費税転嫁対策特別措置法」に抵触するとして、公正取引委員会より指導を受けました。

また、本年10月、職員に対して所定支払期日内に割増賃金を支払っていなかったなどとして、労働基準法に基づき、渋谷労働基準監督署より是正勧告を受けました。

こうした指摘を真摯に受け止めて、誠実に対応をしているところです。

区民の皆様や関係各位の皆様方には、ご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、お詫び申し上げます。今後このようなことが起きないように、管理体制の強化に努めてまいります。

引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成27年12月11日
公益財団法人せたがや文化財団
理事長 永井 多恵子